

東京農業大学校友会九州ブロック会議規約

(名称)

第1条 この会議は、東京農業大学校友会九州ブロック会議という。

(目的)

第2条 この会議は、ブロック内の各支部相互の親睦と扶助を図り、東京農業大学及び校友会の発展に寄与する事を目的とする。

(組織)

第3条 この会議は、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の8県支部長及び連絡幹事等で組織する。

(事務局)

第4条 この会議の事務局は、議長の所属する支部に置き事務を司る。

(議長)

第5条 この会議に議長を置く。

2 議長は輪番制をもって選出する。

3 議長は任期を1年とする。

(会議)

第6条 ブロック会議は年1回とする。但し、緊急に会議を必要とする場合は臨時に開催する事が出来る。

2 会議は議長が招集する。

(事業)

第7条 会議は次の事項を諮る

- (1) 校友会本部への意見の具申に関する事。
- (2) 第2号理事(ブロック推薦理事)の推薦に関する事。
- (3) 学生の就職相談の交流に関する事。
- (4) 各支部の情報交換に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(第2号理事の推薦)

第8条 第2号理事の推薦はブロック内の代議員の中から1名推薦する。

2 議長は推薦者の氏名、卒業学科年度、現住所、職名を記載した推薦書を校友会通常総会施行日の20日前までに校友会会長に報告するものとする。

(会費)

第9条 会議の経費は、必要に応じその都度徴収する。

(事業年度)

第10条 この事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則) この規約は、昭和59年1月28日から施行する。

この規約は、改正平成13年11月17日から施行する。